

ゆもと通信

大田区 地元の『ゆもと』

2022年 第18号

大田区議会議員(4期目) 大田区へ政策提言



ゆもと良太郎 プロフィール

45歳3児の父

昭和51年5月10日

大田区大森生まれ(A型)。

大森幼稚園・大森第五小・日大三中・日大三高を経て明治大学商学部貿易コース卒。都議会議員秘書を経て、

平成15年4月

大田区議会議員選挙に自由民主党公認若干26歳で初当馬、初当選(5536票)。66候補者中、新人1位。

平成19年4月

大田区議会議員選挙にて2期目の当選(5419票)。

平成27年4月

大田区議会議員選挙において3期目の当選(5523票)。

平成31年4月

大田区議会議員選挙において4期目の当選(7794票)。

令和3年度 健康福祉委員会委員長(新型コロナ対応に奔走)
自由民主党大田区民連合 政務調査会長

「大田区ハト・カラスへの 給餌による被害防止条例」を制定

なぜ今なのか

施行日は 令和4年4月1日

ヒトと動物の関わり方についての考え方が異なる為にトラブルに発展する事件が後を絶ちません。大田区でも例外ではなく、この様なトラブルの相談が数多く区民から寄せられていました。しかし、大田区にはヒトと動物の関わり方に対してルールが無い状態で、なぜその行為がダメなのか説明がつけられないことでトラブル解決に向けて努力をしても問題解決に至らない状況が多くありました。

5年間、1回の餌やりにはハトが100羽以上集まる
これは放置できない

そこで、令和3年第2回定例議会 自民党 代表質問にてルール作りを提言。

次に、人と動物の関わり方についてお伺いをいたします。昨年5月11日15時10分頃、平和の森公園内にて、猫3匹の死骸が発見をされ、そのうちの1匹は木の枝にひものようなもので吊るされた状態で発見されました。人への警戒感が薄い野生動物に対する犯行も想定をされ、改めて人と動物の共生について考えさせられました。

動物と人が不用意に関わることにより、トラブルが発生することも少なくありません。例えば区内某駅前にて、特定の人物が5年以上にわたりハトに餌を与え続け、近隣住民、商店街とトラブルに発展しているケースがありました。餌の量が尋常ではなく、**1回の餌やりにはハトが100羽以上集まる**という状態で、その瞬間は通行人が恐怖を感じるほどでありました。ハトは餌を与える人物や時間を記憶しており、タイミングを図り集まってくる状況で、餌をまき終えた後には、おびたしいハトのフンと羽が散乱し、餌の残飯やフンにネズミやゴキブリが集まるという様を見て、**無責任に餌やり行為**を繰り返す者に対し、商店街を挙げて何度も抗議をいたしておりました。

裏面につづきます

その人物からは、なぜ餌をあげてはならないのか、餌をあげてはならないルールでもあるのかといった態度を繰り返し、近隣住民は人への迷惑を顧みない態度に憤りを覚えております。その人物とのやり取りの中から、この人物の1人の行動ではなく、区内外複数名で協力して、**無責任な餌やりを繰り返している**ことをほのめかす発言も確認され、事態の深刻さを感じるところであります。

このようなトラブルは、この件だけではなく、巻き込まれた多くの方は迷惑を被っている状況で、我慢を強いられるという理不尽さを感じる中での生活を余儀なくされている状況が想定されます。このような状況を放置するわけにはまいりません。区として一定のルールづくりをすべきと考えますが、大田区の見解を伺います。

大田区ハト・カラスへの 給餌による被害防止条例制定へ

大田区としてもこの問題を深刻に捉えてルール作りの検討に着手、動物全般のルール作りでは広範すぎて課題整理が困難であると判断し「ハト・カラスへの給餌による被害防止」に焦点をあてた条例制定に向けて動き出し、議会の議論の上、賛成多数で条例案可決となりました。



皆様のご意見をお聞かせ下さい

大田区議会議員 ゆもと良太郎事務所

〒143-0011 東京都大田区大森本町2-31-10 TEL.03-3765-1464 FAX.03-3765-1482
<http://www.yumoryo-otacity.jp> ✉ info@yumoryo-otacity.jp

どの様な条例? 罰則規定はあるの?

条例目的

ハト・カラスへの給餌による被害の防止について必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。

対象の動物

野生のドバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス

禁止事項

- (1) 公共の場所（道路・公園等）でハト・カラスへ給餌（エサやり）をすることを禁止
- (2) ハト・カラスへの給餌による被害を公共の場所に生じさせることを禁止
→(2)に違反した場合は指導を行い、指導に従わない場合は過料5000円を科す場合があります。
- (3) 区内全域において、ハト・カラスへの給餌をしないように努める

(注釈1) 公共の場所とは、道路、河川、公園、広場その他の公共の用に供する屋外の場所をいい、私有地であつて、日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地を含みます。

私も動物が好きです

ヒトと動物のトラブルは多岐に渡ります。ヒトと動物の共生を図る為にも必要に応じてルール作りが必要であると考えます。今回の条例では罰則規定まで踏み込んだものとなっており、私はこの点を高く評価しております。条例が施行されて区民生活にどの様な影響が出るのか推移を注視し、今後もヒトと動物に関わる課題に取り組んで参ります。